

意見陳述

2021年3月18日

原告 片岡明幸

原告を代表して意見を述べます。

時間も限られていますから、5点に絞って述べます。

1、公表すること自体が差別を助長する

まず第1点目に申し上げたいことは、被告らが出版を企て、またインターネットに掲載した「全国部落調査」は、公表自体が部落差別を拡散助長するということです。

それは過去に起きた数々の身元調査事件を見れば明らかです。

代表的なものを挙げれば1975年の「部落地名総鑑」事件、2011年のプライム事件を挙げることが出来ます。「部落地名総鑑」事件は実質的に今回の「全国部落調査」と同じ地名リストですが、この図書によって数多くの前途ある若者が就職の機会を失い、また愛しい相手との結婚の道を断たれました。

2012年のプライム事件では、行政書士や司法書士などが職務上請求書を偽造印刷して全国の自治体から膨大な数の戸籍・住民票を不正に取っていたことが判明しましたが、いまでも部落出身者を調べることを商売にして、不当な利益を得ているグループが存在しているのです。

私たちが、「全国部落調査」が差別を拡散助長するというのは、このように過去において部落の地名リストや戸籍を材料にして結婚差別や就職差別が繰り返されてきたからです。

「全国部落調査」の公表は、それ自体が差別意識を喚起するものです。

ご存知の通り、被差別部落は江戸時代の身分制度のなかで人為的につくられたものです。「部落民」と呼ばれてきた人たちに、何か違った属性があったわけではありません。民族や人種が違うわけではないし、宗教や言語が違ったわけではありません。また、地理的になにか異なった土地であったわけでもありません。このように何も違わないのに、ここが「部落だ」と地名を公表することは、それ自体が「自分たちとは違う、特別な人たちが住む地域」という差別意識を喚起します。

2、公表がいかに部落出身者を苦しめているのか

2点目に申し上げたいことは、「全国部落調査」の公表がいかに部落出身者を

苦しめているかということです。

最近、全国各地の市町村の窓口で、同和地区の問い合わせが頻発しています。問い合わせというのは、「インターネットを見ると、婚約相手の出身地の地名が出ています。この地区は本当に同和地区かどうか教えて欲しい」という問い合わせです。これまで興信所や探偵社に頼んでいたものが、被告らがインターネットに掲載したことによって、誰でも簡単に見られる状態になり、それを見たものが確認のために市町村に問い合わせしているのです。被告らは、「パンドラの箱」を開けてしまったのです。

「全国部落調査」が公表されることで、部落出身者は、いつか差別を受けるのではないかと精神的に強い不安を抱くようになり、平穩に暮らすことが出来なくなりました。原告の陳述書を見ていただければよくわかると思います。どの原告も、この先、出身を暴かれ、差別されるかもしれないことを強く懸念しています。また、子どもや孫が差別されるかもしれないということを強く危惧しています。原告の多くが、「この裁判の原告になったのは、子や孫のためだ」と述べています。この気持ちを裁判官はぜひ理解していただきたい。

3、原告の分類に意味はない

3点目は、原告が現に部落に住んでいるのかどうかで被害を分類することは、部落差別の現実から外れているという点です。

この裁判では、現在部落に住んでいない原告は、現在住んでいる原告に比べて、被害が軽いのではないかという考え方があります。しかし、過去の結婚差別や就職差別を見てみると、現住所や本籍が部落にあってもなくても、部落にルーツを持つものは、等しく「部落出身者」と見なされて差別されています。これが部落差別の大きな特徴です。

先祖が「えた・ひにん」と呼ばれた人々の子孫でなくても、部落に住んでいることによって「部落民」と見なされて差別の対象になっています。この現実を立て見れば、分類には意味がないことを申し上げます。

4、公表するのは、差別なくしたいから

4点目は、部落出身であることの公表、非公表について、すなわちカミングアウトとアウティングについての意見です。

この裁判では、自ら部落出身であるとか、部落解放同盟の役員であるとかの情報を解放新聞や雑誌に公開している原告は、公表していない原告に比べて被害は小さい、という見方があります。

しかしこの分類は、なぜ部落出身者が自ら部落出身であることを公表するのか、というその理由を無視した考え方だと思います。

私の周りにいる部落出身者の大半は、部落差別に出会ったとき、「黙って我慢」しています。黙って我慢しているのは、抗議すれば、部落出身者だということがわかってしまい、差別される危険が発生するからです。それをあえて公表するのは、差別をなくしたいからです。

被告らは、原告一人一人の資料を捜し出して、得意げに「公表」していることをあげつらっていますが、その資料を見れば分かる通り、いずれも原告も部落差別をなくそうという営みの中で公表していることがよくわかります。何の動機もなく唐突に「自分は部落の出身である」などと公表している原告は一人もおりません。そこには差別をなくしたいという強い意志が働いています。

このように考えた場合、現象的には、本人の公表も被告らの公表も同じように映るかもしれませんが、差別をなくすための本人の公表と、誰が部落出身であるのか、またどこが部落であるかを晒す公表とでは、まったく目的や動機が違います。それを同列において、公表を正当化することは許されません。

そもそも個人情報を公表する場合、最低でも本人の同意又は承諾が必要です。今回、被告らは私たちの個人情報や部落の所在地リストを公表しましたが、誰一人同意も承諾も与えていません。

5、仮処分決定違反、説示違反などの悪質性

5点目は、被告らの悪質性です。

この裁判が始まる前の2016年2月に、東京法務局が被告を呼び出して「説示」をおこないました。東京法務局は「インターネット掲載は、差別を助長し、又は誘発する」と述べ、「直ちに中止しなさい」と、「説示」をおこないましたが、被告らはまったく無視しました。

また、2016年の3月に横浜地裁が出版禁止の仮処分決定を行いました。被告らはヤフーオークションに「全国部落調査」を出品して売り渡してしまいました。仮処分ではありますが、裁判所が販売してはならないというものを販売した行為は、裁判所への挑戦だと思えます。

2016年12月に国会で「部落差別解消推進法」が制定公布されました。法案審議では被告らの「全国部落調査」が取り上げられました。それまで慎重だった国会議員の中に「これはひどい」という認識が拡がり、法案作成が一気に進みました。私の個人的な感想として、この法律は被告らの行為を止めさせるためにできたものだと思っています。

2018年12月に法務省が「インターネット上の同和地区に関する識別情報の適示の立件及び処理について」という依命通知を出しましたが、この通知は被告らの「全国部落調査」や「部落探訪」を念頭に置いたもので、被告らの行為を弾劾するものだと思えます。しかし、被告らはこの通知をまったく無視して、挑戦的

な態度を続けています。

6、最後に

最後に、もう一度申し上げます。

残念ながら我が国にはまだ部落差別が残っており、結婚や就職、日常の交際などで私たちの仲間は、不当な差別を受けています。このような現状のなかで、「全国部落調査」を出版することは、差別の材料をばらまく行為であり、文字通り差別の扇動以外の何物でもありません。

現に被告らの行為によって被害がどんどん広がっています。万が一、裁判所が私たちの請求を認めなければ、被告らの行っている差別助長行為にお墨付きを与えることになり、さらに部落差別を拡散させてしまいます。被告らの悪質な差別を止めさせるため、裁判所が一刻も早く「全国部落調査」の出版差し止めと、インターネットからの削除、及び損害賠償を決定されますよう心から訴える次第です。

以上